

外国人留学生の創業活動の促進

(令和2年3月 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更、在留期間の更新のガイドライン)

規制改革の内容

特例措置前

外国人留学生が、在留資格「経営・管理」の要件緩和が受けられる創業外国人材の特例を活用するためには、在留資格を切り替えるため一度帰国することが必要



特例措置

外国人留学生が帰国することなく、在留資格を「留学」から創業外国人材の特例を活用した「経営・管理」に切り替えることが可能に



効果

外国人留学生の創業活動を促進

規制改革の概要

